

第1回愛荘町環境審議会 議事録概要

日時	平成29年11月13日(月) 9時30分～
場所	愛荘町役場愛知川庁舎 3階 第2委員会室
出席者	井手会長、西澤副会長、川崎委員、廣島委員、村西委員、石沼委員、片岡委員、森田委員、徳田委員、松居委員 事務局 宇野町長、総合政策部 小杉部長、 環境対策課 上林課長、重田課長補佐、北川理事員
欠席者	—
協議事項	委嘱状交付 委員紹介 愛荘町審議会について 会長・副会長選任 平成28年度愛荘町環境白書について 愛荘町環境基本計画(第2次)について
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度第1回愛荘町環境審議会次第 ・平成29年度愛荘町環境審議会委員名簿 ・資料1 愛荘町環境審議会の役割 ・資料2 愛荘町の環境(案) ・資料3 環境基本計画スケジュール ・別紙 水質検査項目 ・愛荘町環境基本計画(改訂版) ・第2次愛荘町地球温暖化防止実行計画(事務・事業編)
傍聴者	—

[開会]9:30

<環境対策課長>

定刻となりましたので、平成29年度第1回愛荘町環境審議会を開催します。

はじめに、町長のあいさつをお願いします。

<町長>町長あいさつ

第1回環境審議会を開催しましたところ、公私ともご多用の中、早朝より出席いただきましてありがとうございます。

日ごろは、愛荘町行政各般に亘りご協力いただき、この場を借り厚くお礼申し上げます。

また、環境審議会委員をお願いしましたところ、ご快諾いただき誠にありがとうございます。

ます。

過去3年間、審議会を開催されていませんでしたことにつきまして、誠に申し訳なく思っているところです。

今後、2年間の任期となりますが、愛荘町の環境を守り、健全な環境で誰もが安心して生活できるまちづくりのため、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

平成20年3月に第1次環境基本計画を策定させていただき、やすらぎをおぼえる愛荘町として、平成21年度から進めるとともに平成25年度には「やすらぎをおぼえる愛荘町の環境保全条例」、平成26年度には「愛荘町地下水保全条例」の制定を行い、環境保全に取り組んでまいりました。

第1次環境基本計画も本年度で完了となります。

進行管理などで不審な点もございましたが、この後、快適で住みよい環境のまちづくりとして、第2次環境基本計画の策定につきまして、忌憚のないご意見をいただき、ご審議いただきたいところです。

また、みなさんご存知と思われますが、彦愛犬の新ごみ処理施設が、本町の竹原地区に候補地として決定され、平成39年に供用開始を目標に進めているところです。

周辺の秦荘東小学校地区で説明会は終わったところですが、内容につきましては、候補地が決まったことと経緯を説明したところです。

愛荘町のゴミ処事情や生活環境についても影響があるものと考えられます。

今後、環境審議会においても審議いただく事項が出てくると思われますが、その節にはよろしくお願い申し上げます。

ごみ問題から環境エネルギー施策まで広範囲な分野の立場で皆様方のご意見をいただきまして、愛荘町の住民や事業者が良好な環境でいられるまちづくりにお力添えを賜りたいと思っております。

このようなことをお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

<環境対策課長>

ありがとうございました。

続きまして、委員の委嘱につきましては、委嘱状を机の上に置かせていただいておりますのでよろしくお願い致します。

任期につきましては、愛荘町環境基本条例に基づき2年とされていますが、本日から1年半よろしくお願い致します。

本日の環境審議会につきましては、半数以上の委員の出席がありましたので、愛荘町環境審議会第4条第1項の規定に基づき、本会が成立したことを報告させていただきます。

それでは、資料の確認をお願いします。

<事務局 重田>

先に郵送させていただいた資料と席上の手元資料を順次確認。

第2次愛荘町地球温暖化防止実行計画（事務・事業編）について、平成27年3月に作成していたが、作成後に委員の皆さんに配布されていなかったことをお詫びする。

<環境対策課長>

次第の3番委員の紹介ですが、本会が初めての回となりますので、委員の自己紹介をお願いします。

<各委員自己紹介>

<環境対策課長>

次第4番、愛荘町環境審議会について説明します。

<事務局 重田>

愛荘町環境審議会について説明します。

資料1 愛荘町環境審議会の役割になります。

— 資料1に沿って説明 —

<環境対策課長>

続きまして、次第5番 会長および副会長の選任でございます。

愛荘町環境審議会規則第3条第1項により委員の互選によりとされていますが、事務局に一任させていただいてもよろしいか。

<委員>

結構です。

<環境対策課長>

ありがとうございます。

それでは、事務局の考えを述べさせていただきます。

本環境審議会の設立当初より関わっておられ、内容を熟知しておられる井手委員に会長をお願いしたいと思います。

また、西澤委員には、副会長をお願いしたいと思います。

事務局案にご賛同いただけます方は、拍手をお願いします。

— 各委員 拍手 —

<環境対策課長>

ありがとうございます。

それでは、井手委員、西澤委員は、会長、副会長席へお願いします。

審議に入ります前に、本会議は、愛荘町附属機関等の会議の公開等に関する要綱に基づき公開することとなっております。つきましては、会議録の署名人を委任の中からお願いすることになります。

井手会長と廣島委員にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

事務局で記録が作成できましたら、後日送付させていただきますのでよろしくお願い致します。

それでは、審議会規則第4条第3項の規定により進めていただきたいと思います。

会長に就任いただきました 井手会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

<井手会長>

おはようございます。

環境基本計画の第1期の作成から関わらせていただき、5年後の平成25年の改訂の時にも関わらせていただきました。

皆様におかれましては、愛荘町の環境保全にお力添えをいただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。

次第に従いまして進めさせていただきます。

本日、(ア)と(イ)の2点あります。

1番目の「(ア)平成28年度愛荘町環境白書について」事務局から説明をお願いします。

<事務局 重田>

資料については、資料2愛荘町の環境(案)と環境に関しては専門的略語が多いので別紙を付けさせていただきます。

平成28年度の愛荘町の環境に関する実績となります。

今後は、毎年、実績を作成し、ホームページなどで公開していきます。

それでは、資料2について説明させていただきます。

— 資料2 愛荘町の環境(案)説明 —

<井手会長>

愛荘町の環境に関するデータをまとめていただきました。

意見はございますか。

<徳田委員>

人口の変化のグラフですが、滋賀県、彦根市、愛荘町の数値を同じグラフに書かれているので見づらくなっています。10万の数値のところにラインを付けるなどして、分けて見やすくしたほうが良い。

右のグラフは、滋賀県の世帯数、彦根市の世帯数、愛荘町の世帯数と全部の数値を足しているのですからおかしくなっている。

<事務局 重田>

エクセルのグラフを使用していますが、言われるとおりですので別のグラフに訂正します。

<徳田委員>

9ページの風穴の写真ですが、風穴には見えないので別の写真の方が良いかと思います。基本計画の中に数値目標を決めておられるかと思います。

数値目標を載せて結果的に満足できるものであったのか、どうすれば良かったのかの提案があれば良いのではないかと思います。

次回から環境白書を作成される時に検討してください。

<井手会長>

今日のところは、意見は全て聞かせていただき、今年度に事務局で対応できるところは、対応していただきたいと思います。

難しいところは、課題として次年度以降に対応してください。

<松居委員>

4ページのグラフや18、19ページのグラフでも言えることですが、単位が記載されていないので記載してください。

<事務局 重田>

はい、わかりました。

<松居委員>

5ページの土地利用の面積ですが、平成28年度の合計の数字が大きくなっていますが間違いですか。

<事務局 重田>

平成28年度については、地籍測量調査により変わったものです。

下に文言でも入れさせていただきます。

<松居委員>

最近地籍調査を行っておられますね。

そうすると、国土面積が変わってくるということですね。

<西澤副会長>

29ページの条例に基づく届けですが、地下水の届出についても制定されたのは平成25年の9月ですので、平成28年度の件数だけではなく以前のものも載せることはできますか。

<事務局 重田>

以前の資料は残っていますので、記載することはできます。

<井手会長>

愛荘町として2つの条例を作りましたが、効果を感じておられますか。

<事務局 重田>

開発や農地の転用をされる場合には、それぞれの担当課から環境対策課へ合議されます。

その際に、意見を記入させていただきますので、対象となれば届出を出されますので監視ができるのかと思います。

<片岡委員>

12ページで新愛知川のpH（ペーハー）が基準値を超えているとされています。これくらいなら問題ないと思われませんが、下にコメントを載せている方が良いと思います。

見られた方が、大丈夫であるのかと思われま。

<事務局 重田>

わかりました。コメントを付けさせていただきます。

<徳田委員>

河川の調査は、常に見てないと分からないもので、11月に調査されていますが、水の一番良い時ではないかと思ひます。

必ずしも化学分析によらず、目視でよいので常に見られるほうが良いのではないかと思

います。

代掻きをされると河川の様相は変わります。

目で見てどのように変わったのか常に監視の目があるほうが良い。

<井手会長>

川の場合は、一日の中でも変動します。まして、季節もありますのでピンポイントのデータでは判断しにくいものです。

ご意見として聞かせていただき、今後の課題としていただければ良いかと思えます。

<廣島委員>

農業の面から考えますと言われますように、4、5月は我々が見ましても泥で汚れた状況です。そのような状況を確認するのに月別状況は必要であるかとも思えます。

そして、書かれていますように環境保全型農業の推進として、県も力を入れていますが、愛荘町においては取組んでおられる農家も少ないと言うのが現実です。

住民から見ても環境にこだわった農業をしているのだと分かるように、何年には何件の農家が取組んだとか、もしくは面積でも良いのでどれだけ取組んだかわかるようにしていただけると良い。

<井手会長>

33ページでは実績だけを上げていますが、廣島委員の意見では、全耕地面積の取組面積の割合を出されることとなります。県全体の取り組みと比較が可能になりますので検討していただければ良いかと思えます。

<石沼委員>

29ページの地下水の届出になりますが、5メートル、6メートル深く掘り苦情も出ているようです。3メートル以上であれば許可をしないや罰則を設けるなどはできないのですか。

<町 長>

砂利採につきましては砂利採取法があり、県知事の許可となります。

以前は、厳しかったのですが、最初の申請で許可が出ますとそのまま進んでしまいます。

石沼委員が言われますとおり、東円堂でも国道より西でもあります。

<石沼委員>

地下水を汲み上げて飲料水を造っておられますし酒屋もあります。専門的でないので分かりませんが、それによって変わることがあるのではないかと思えます。

愛荘町には、地下水を利用したものがあつたのに変わつてしまふことができなくなることも考えられます。

砂利採取作業を止めるなど限定するなどする方法がないのかと思ふます。

<町 長>

砂利採取にかかると業者は調査し、県に事前申請を提出してあります。

本申請を提出する前に町の関係課に事前協議として意見を聴取してあります。

本来、砂利採取の届出が提出される前に地元調整に入られるので、農業組合長や自治会長の確認を取られる際に止めていただきたい。

一旦、ルールに乗つてしまうと止められないのが現状です。

<井手会長>

愛荘町としても、問題を深刻なものとして考へて、届出をして貰ふことで一つの抑止力とした形で条例を制定し、できることをやつてゐるのだと思ふます。

<村西委員>

29ページの届出の確認ですが、新規にこれらの行為をしようとしたときに届出が必要と申ふことですか。

例へば、地下水の取水に関して、従来からやつてゐるところは該当しないのですね。

<事務局 重田>

はい。

<廣島委員>

先ほどからの届出の件ですが、届出があつてから農地の一時転用の申請があります。

参考までにお伝えしますと、砂利採取につきましては、中止をさせようとしても裁判をされれば負けてしまふます。

一度申請が上がつたものは止められないものとなります。

そのため、町長が言われましたとおり、申請が上がるまでに地元で許可をしないとするしかないと思ふます。

また、3メートルまでを限度とするとして、地元で条件を出すしか無理ではないかと思ふます。

<井手会長>

非常に大きな問題でもありますし、審議会でも他にできることがないか、今後議論していきたいと思ふます。

<徳田委員>

18ページですが、一般廃棄物でも家庭用と事業用とあると思いますが、分けておられないのですか。

<事務局 北川>

町は家庭用のごみしか収集しませんので、家庭用しか載せていません。

<徳田委員>

基本計画の中に目標数値が上がっています。

1日1人あたりのごみの排出量を決めています。

一般廃棄物は、全て入れなければ駄目であると思います。

<井手会長>

基本計画改訂版の41ページのことですかね。

<事務局 北川>

改訂版を作成したときは、家庭系ごみの量で目標数値を上げていたと思います。

<徳田委員>

確かにそうかもしれませんが、事業系一般廃棄物も把握していないといけないと思います。

<事務局 北川>

彦愛犬でごみの収集量調査をする時には、各町にも広域行政にも報告をもらい集約しているので家庭系、事業系についても分かります。

町としても事業系一般ごみの量を把握しておく必要がありますのでデータを載せます。

<井手会長>

17ページの不法投棄ですが、県の循環社会推進課が定点観測をしています。

データがあると不法投棄の傾向が分かると思いますので照会して掲載してはどうでしょうか。

21ページ取組み面積だけが載っていますが、本来管理が望ましい中で事業をどれだけ行ったのか、割合を示すとわかりやすいと思います。

26ページ地下水のモニタリングです。町内20箇所行っていますが、以前に地下水汚染で問題になった経緯があり経過観測が義務付けられています。問題が計測されなくなっ

てから2年間の経過が必要とされるので、情報として掲載しておいたほうが良いと思います。

町民のみなさんが、読んでわかりやすい報告書にできるようお願いします。

後で意見があるようでしたら、資料にもありましたFAX用紙がありますので、環境対策課まで送信していただければよいかと思います。

意見が多く出ましたので、今回の報告書で全て対応することはできないと思います。

事務局には、できる限り対応していただくことでお願いしまして、今回の「愛荘町の環境（案）」については、承認としてよろしいか。

<委員>

はい。

<井手会長>

協議事項の2つ目「愛荘町環境基本計画（第2次）策定」について、事務局から説明をお願いします。

<事務局 重田>

愛荘町環境基本計画（第2次）策定にあたって説明します。

平成20年3月に第1次計画の策定を行い、平成25年3月に改訂版の策定を行ったところですが、大変恥ずかしいことですが計画目標を定めていながら何も取組めていない状況です。

また、環境白書も実績データとして毎年作成され、次の計画の策定へ繋げていくところですが、今回、平成28年度実績が初めてであり、平成25年度から4年間環境のデータがない状況でした。

このままですと第2次計画の策定が難しい状況であり、資料3の②のとおり1年の猶予をいただき第2次計画を新たに策定することについて審議いただきたいと思います。

<井手会長>

本来でありますと第2次計画を本年度に策定し、10年の計画に基づいて実施していかなければならないところですが、事務局から説明がありましたとおり平成25年度改訂以降取組状況の進行管理ができていなかったようです。

事務局の案としては、本来の平成30年度からの策定するスケジュール①と1年間の猶予を持って平成31年度から10年間の策定をしないスケジュール②の提案がありましたが意見は何かございますか。

<徳田委員>

事情はあるかと思しますので、意見はありません。

<井手会長>

1つ確認ですが、計画期間を10年とするのですか。

町の総合計画とは1年遅れたかたちとなります。

1年遅れとなりますと総合計画を見て整合性はとりやすいという考え方もできます。

また、計画は10年でなければならないことはありませんので、9年として総合計画に合わせることも方法であると思います。

終わりを検討されたらどうかと思いますが、町として考え方はどうですか。

<町長>

他にも計画はたくさんあります。

福祉計画などは、3年計画もありますので必ずしも終わりがそろっているわけではありません。

10年計画となりますと総合計画と合わせることでありますので、最終を合わせても問題はないかと思します。

総合計画は、今、ベンチマークを作成しているので、合わせておくほうが良いかもしれません。

<事務局>

町総合計画に合わせることを考え、平成39年度までの9年を見通した計画でしたいと思します。

<井手会長>

それでは、第2次環境基本計画は平成31年度から平成39年度までの9年間としてよろしいか。

<委員>

はい。

<井手会長>

1年間ありますが、良いものにしようとするなら1年は決して長いものではありませんが、より良い環境基本計画にしていただければと思します。

以上が協議事項となりますので、7番のその他以降につきましては、事務局へお返しします。

<環境対策課長>

ありがとうございました。

協議事項の中で会長からお知らせいただきましたが、言い忘れたなど意見がありましたら環境対策課まで **FAX** を送ってください。

次回の審議会につきましては2月頃を考えています。

ここで決めたいところですが、難しいようですので会長と調整をさせていただきお知らせさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

[閉会]11 : 35